

令和5年度「フレッシュ健診」の希望者を募集します

市は、健康診査を受ける機会の少ない若年層を対象に「フレッシュ健診」を実施します。自分の健康状態を見つめなおす機会として、「フレッシュ健診」をぜひご利用ください。なお、妊娠中の人や勤務先などで健診を受ける機会のある人は、かかりつけ医や指定された医療機関などで受診してください。

実施場所は、40歳以上の人を対象とした健診と同じ会場です。
時間帯によっては混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお出かけください。

市内在住で、昭和59年4月1日～平成17年3月31日生まれの人

身体計測・血圧測定・尿検査・医師の診察・血液検査(血糖・脂質・肝機能・貧血)

¥1,020円(おつりのないようにご協力ください)

定70人(先着順)

困健康づくり課へ電話予約、または右記の二次元コードから電子申請システムにて予約。

期7月3日(月)～10月27日(金)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日は除く)

困健康づくり課予防係

(☎内線1172)



日 程	会 場	受付時間
9月 5日(火)	安中市保健センター (<u>困</u> 内)	午前8時30分 ～午前11時
9月22日(金)		
9月24日(日)		
9月29日(金)		
10月 3日(火)		
10月15日(日)		
10月17日(火)	松井田保健センター (<u>松</u> 内)	
8月17日(木)		
9月 2日(土)		
10月30日(月)		

※発熱や咳・鼻水・下痢など、体調不良、風邪症状がある場合は健診をお控えください

国民年金からのお知らせ

○保険料免除などの申請は原則、毎年必要です

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の免除や、納付が猶予される制度があります(納付猶予は50歳未満の人が対象)。

免除や納付猶予の申請をすると、本人・配偶者および世帯主(納付猶予では世帯主は除かれます)の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除(納付猶予では全額の納付が猶予)されます。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができます。ただし、一部免除が承認された場合、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

保険料の免除または納付猶予の申請は原則として毎年必要です。今まで全額免除または納付猶予の承認を受けていて継続を希望しなかった人、一部免除の承認を受けていた人は、6月で承認期間が切れます。

引き続き免除などを希望する場合には、7月3日(月)から申請受付を開始しますので、忘れずに困国保年金課または困住民福祉課で申請の手続きをしてください。

○電子申請ができます

国民年金第1号被保険者加入の届出や、国民年金保険料の免除・納付猶予の申請、学生納付特例の申請がマイナポータルから手続きできます。

なお、ご利用にはマイナポータルの利用者登録や、マイナンバーカードとその受け取り時に設定したパスワードが必要です。不明な点などは、年金機構のホームページや年金事務所へお問い合わせください。

困高崎年金事務所(☎027-322-4299)
困国保年金課医療年金係(☎内線1116)
困住民福祉課税務保険係(☎内線2160)